

工事及び工事に係る委託業務の入札参加業者の皆さまへ(詳細)

現場代理人の常駐義務緩和措置、特別共同企業体構成員の金額要件について、次のとおり改正しましたので、十分ご留意いただき、入札にご参加くださるようお願いいたします。

1 現場代理人の常駐義務緩和の拡大について

平成24年10月1日から現場代理人の他現場との兼任を試行実施し、平成26年10月1日から本格実施してきましたが、令和5年1月1日の建設業法施行令の改正に合わせ、拡大して実施することとしました。

(1) 兼任できる工事

1件の請負代金額が4,000万円未満（建築一式工事にあっては8,000万円未満）の室蘭市発注の工事で、合計で2件までとします。

※従前は下線部が3,500万円（7,000万円）でした。

(2) 設計変更の取扱い

設計変更等により請負代金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となった場合は、兼任することはできません。

→上記により兼任ができなくなった場合は、速やかに現場代理人等変更通知書を提出してください。

※従前は下線部が3,500万円（7,000万円）でした。

(3) 施行時期

令和5年1月1日から施行します。

※1/1以後に入札を行うものから適用します。

2 特別共同企業体構成員の金額要件の改正について

建設業法施行令の特定建設業の許可を必要とする下請契約の代金の額及び専任の技術者を配置しなければならない工事の請負代金の額に係る部分の改正を行ったことから、当市の共同企業体構成員の金額要件についても同様の改正を行いました。

(公告文記載例)

建設業法第26条に規定する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者(申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係があること)。ただし、出資金額が**4,000万円**(建築工事の場合は**8,000万円**)に満たない構成員があるときは、当該構成員は、他の構成員のいずれかが監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合に限り、主任技術者を兼任で配置することができる。なお、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額が**4,500万円**(建築工事の場合は**7,000万円**)以上となる場合は、構成員のいずれかが監理技術者を、その他の構成員が主任技術者を、それぞれ配置すること。

※従前は下線部がそれぞれ3,500万円(7,000万円)、4,000万円(6,000万円)でした。

お問い合わせ先：室蘭市総務部総務課契約検査係電話25-2125